

(11) 現実に問題は発生しているか

石井 昭和52年に有益費算定のとりまとめをやった。それは50年の利用増進事業発足をうけてやったわけだ。すでに昭和60年で約10年がたっている。この10年間に有益費の問題をめぐって、実際に行政的に解決を迫られるような事例が起こったのだろうか。

島本 そういう意味では起こってないだろう。事例的には、個人間にややそういうことで処理しているものがあるにしても、行政的あるいは調停の場で、有益費償還請求という形で論議になったものは、まずないだろう。裁判事例も農地に関しては、過去も含めてほとんどない。

梶井 しかし、本来は有益費問題として処理すべき事件は現に起きている。

島本 それは事実上、離作料という形の問題をさすのか……。

石井 事件といっても、事件が起こっているのは、むしろヤミ小作料だとか、小作料の増額に転嫁したことなどの問題ではないか。

梶井 いや、たとえば残債務承継という形で処理させているというのは、まさにそういう問題でしょう。

石井 残債務承継の問題は、なにも50年以降に起こったことではない。

梶井 いまの利用増進法がらみで残債務承継という問題が起こってきているというところでいえば、50年以降の問題として出ている。

石井 いや、50年以前であっても、土地改良付きの土地を売った場合に、次の購入者に改良費の負担を承継させるとか、いろんな事実と問題はあったのであって、50年以後の、利用増進事業で有益費問題がとくに発生してきているわけではない。

梶井 とくに発生したわけではないけれども、利用増進法の枠組みの中では、だいたい原則的に地主参加で土地改良事業をやるんですよという指導にもかかわらず、賃借人のほうで、繰り返し賃貸借が設定されるということを期待して土地改良事業をやって、その場合に起きてくるトラブルを避けるために、残債務承継という契約

を結ばせていることがある。それは新たな問題だ。

石井 そういう部分があるにしても、現実問題として、残債務承継という問題は50年以前からもあったし、残債務承継ということで実際問題として解決してきた問題が、それではすまぬことになって現実に大問題がおこっているわけではない。利用増進の小作地の場合にむしろ問題なのは、事業による大きな土地改良ではなく、もっと小さい客土などを小作人が自力でやった場合、3年で出ていってくれといったときなどに、そういう小作人がやった小さな土地改良の効果が、地主にもっていかれてしまって投資が回収されないという形で、小さな不満があっちこちにできてきているという問題だと思う。国がやった事業をめぐって、そういった問題についての大きな争いが起こっているわけではない。私はそういう事実をふまえて有益費問題を考えないと、話をもっぱら観念的になっていってしまうと思う。

梶井 現実的な処理のしかたというのは、いろんな形でやっているだろうけれども、しかしそれに対して、いったいどういう答を一般的に用意しておくかというような問題として、この研究会はスタートしているわけだ。起こりうる事態に対して、どういう答えをわれわれとしてはもっていくか、という意味での研究会であったと私は理解している。その点でいえば、観念的といわれるとまさに観念的だ。現実的な処理をいろんな形でやっているから、それに任しておけばいいという問題では、どうもなさそうであるということできている。

(12) 増価額と補助金(続)

羽多 59条のいう増価額は、公費を含む概念なのかどうか、それを……。

稲本 それがよくわからないが、一つ議論を進めるためには、公費は私的な財産の増価をもたらさないというようにかりに考えて、それでどこまで議論できるかということで、やってきたように思う。

梶井 公費を除くこととするかどうかというのは、ここで議論しても、なかなか解釈上難しい。